

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 認定制度に関する規則

2016年10月26日制定

(理念と目的)

第1条 一般社団法人 日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）では、神経学的補助検査としての臨床神経生理検査の施行と判読・解釈において、高度の専門的知識と技術・技能を身につけている専門医、ないし専門技術師を養成し、そのような医師・技術師が、脳・神経疾患の診療に広く関与することで、診療の質を向上し、国民の福祉・健康に貢献することを旨として、認定制度を設ける。本規則ではその概要を定める。

(認定制度の種類)

第2条 当学会の認定制度は、専門医制度、専門技術師制度、指導医制度、施設認定制度の4種類と定める。

2. 指導医制度と施設認定制度は、指導医ならびに認定施設を認定し、専門医の教育・養成および質の向上・維持に寄与することを目的とする。

3. これらの各制度の詳細については、それぞれの制度についての別規則に定める。

(改正)

第3条 本規則の改正は、理事会の審議を得たうえで、社員総会の承認を要する。

附則

1. 本規則は、2016年10月26日から施行する。

2. 本規則の施行と同時に従来日本臨床神経生理学会認定制度の基本理念、日本臨床神経生理学会認定医制度、日本臨床神経生理学会認定技術師制度、および附則は廃止とする。